

# 知的障害のある人を対象としたインタビュー調査 実施に当たっての留意点

## A Review of Interview Survey of People with Intellectual Disabilities in Japan and Discussion of the Methodology Involved

古井 克憲  
Katsunori FURUI  
(和歌山大学教育学部)

2014年9月30日受理

本稿の目的は、知的障害のある人を対象としたインタビュー論文を整理・分析することによって、インタビュー調査の方法について考察を行い、調査者が留意する必要がある事項について提示することである。先行研究の分析の結果、インタビュー調査では、知的障害カテゴリーは、生育歴、生活環境や社会的状況、利用している福祉サービス等によって細分化されると考え、より限定された語りやストーリーを記述していると認識し、調査主題を設定する必要がある、また調査における倫理的配慮として、対象者へのインタビュー実施、公表への同意を得るのはもちろんのこと、支援機関の承諾の有無の検討、知的障害の特性を記述することによって彼／彼女らの社会的価値を低下させないかについて検討する必要がある、等を提示した。

**キーワード：**知的障害、インタビュー調査、倫理的配慮

### 1. はじめに

近年、日本でも知的障害のある人を対象としたインタビュー論文が散見されるようになった。ヒューマンサービスの領域で質的研究が盛んになってきたこととともに、1990年代以降、「利用者主体」や「当事者主権」が重視されたことに影響を受け、知的障害のある人の「声」<sup>1)</sup>が明らかにされるようになってきた。

知的障害は、知的機能の制約(知能指数<IQ>70~75以下)と適応行動の制約が、18歳までに発症するといった3つの観点から判定されている。東京都のリーフレット「知的障害の理解のために」(東京都保健福祉局2009)では、知的障害のある人の特徴として、個人差が大きいことを前提に「複雑な事柄の理解や判断、こみいった文章や会話の理解が不得手であること」「おつりのやりとりのような日常生活の中で計算も苦手であること」「自分のおかれている状況や抽象的な表現を理解することが苦手であったり、未経験の出来事や状況の急な変化への対応が困難」といった点が挙げられている。厚生労働省の知的障害者実態調査(1975)における知的障害の程度に関する判定資料において、18歳以上の人の会話及び言語理解に関する記述に着目すると、最重度(IQ20以下)では「会話は困難」「文字の読み書きはできない」とあるが、重度(IQ20~35)では「日常会話はある程度できる」とある。中度(IQ35~50)、軽度

(IQ50~75)の項目では、会話に関する記述はないが、重度で「日常会話はある程度可能」ということであれば、中度や軽度においても日常会話は可能であると捉えることができよう。一般的に知的障害のある人は「話せない」「語れない」と見なされがちであるが、以上の知的障害の特性をみれば、複雑な事柄や抽象的な表現の理解が困難ではあるものの、知的障害のある人を対象とするインタビュー調査は実施可能である<sup>2)</sup>。Atkinson(2004)は、先行研究に依拠しながら、知的障害のある人は、インタビュー調査によって、自分たちの人生を振り返り、再考し、検討することができる<sup>3)</sup>と述べた。そのため、知的障害のある人はインタビューをうけることによってエンパワリングされると説明している。さらに、Atkinson(2004)は、自らのプロジェクトで、知的障害のある人は地域生活や施設生活で劣悪な対応や処遇を受けてきただけでなく、その状況下でも単に受け身ではなく闘い抜いてきたことを示した。つまり、インタビュー調査は、知的障害のある人にとっても有意義なものとしてされている。

近年、とくに社会福祉学や障害学でのインタビュー論文では、知的障害のある人の「声」に基づいて重要な知見が示されている。しかし、インタビュー調査の方法について十分に考察されているとはいえない。本稿では、知的障害のある人を対象としたインタビュー

論文を整理・分析することによって、インタビュー調査の方法について考察を行い、今後、インタビュー調査を実施する際、調査者が留意する必要がある事項について提示する。

## 2. 視点と方法

本稿では、インタビュー論文を、知的障害のある人を対象に、「声」を聞き取り、論文化されているものと捉える。とくに社会福祉学や障害学の学術研究の中で、調査方法が丁寧に記述されている論文を選定する。インタビュー論文には、ライフストーリーやライフストーリーといった種類がある。桜井(2012)によると、ライフストーリーは、対象者の人生が主に時系列で編成されており、インタビューで聞き取られたデータの他、対象者の自伝や日記、手紙などの記録を主要データとして利用する。一方、ライフストーリーは、対象者の人生に関する口述の物語であり、対象者の語りから、生活世界、社会や文化、その変動を理解しようとするものである。ライフストーリーは、調査者と対象者との相互行為で対象者の経験が構築されるという考え方を基盤にしている。本稿で取り上げる論文の中で、ライフストーリー研究は青木(2011)、ライフストーリー研究は麦倉(2003)、鶴田(2006)、杉田(2011)と分類できる。以下、知的障害のある人の置かれてきた社会的背景の変遷の順に、各論文を取り上げ、調査の方法と、それによって導き出された知見を丁寧にレビューし、調査方法の観点から考察を加える。さらに、以上の考察を総合し、インタビュー調査を実施する上での留意点として、①調査の主題、②調査対象者の選定、③調査者と調査対象者との関係性、④調査における倫理的配慮、⑤調査内容の分析、意味づけ・解釈の5点について提示する。

## 3. 「被抑圧者／被差別者」としての知的障害のある人の「声」

まず、知的障害のある人の「声」は、入所施設での「被抑圧者／被差別者」の経験としてインタビュー結果が示されている。

日本において知的障害のある人の「声」が取り上げられた文献には、10万人のためのグループホームを！実行委員会編(2002)『もう施設には帰らない——知的障害のある21人の声』がある。厳密にはインタビュー論文とは言えないが、入所施設での処遇への疑問や抵抗、反抗の声が載せられている。知的障害のある本人が、施設生活でのプライバシーのなさ、窮屈さ、画一的な処遇、職員の理不尽な対応について語っている。

研究領域でインタビュー方法が採用され、日本における知的障害のある人の入所施設での経験や地域移行の実態について明らかにされているのは鈴木(2009)の論文(鈴木 2005a・2005b・2009)である。鈴木(2009)は、ゴ

ッフマンの「施設論」に依拠しながら、施設であれ地域生活であれ、施設の「権力作用」に影響を受け生活している姿を、彼／彼女らの「声」を基に記述している。鈴木はコロニーZで参与観察と、知的障害のある本人・職員・家族へのインタビュー調査を実施した。インタビューのみではなく、複数の方法を用いることによって、調査対象者の生活や経験のリアリティを描きだすことができるトライアングレーションが行われている。調査対象の条件は、現在コロニーZで生活している人／コロニーZから地域移行を経験した人であり、言語による意思疎通が可能な人とされた。サンプリングの結果、男性40名・女性40名、計80名が調査対象となった。本人に研究の趣旨やプライバシーの保護が説明され、調査の承諾が得られている。インタビューガイドを用いた半構造化面接が実施され、対象者の発言内容はロフランドら(Lofland et.al, 1995=1997)を参考に、2段階のコーディングの後、カテゴリー化された。カテゴリー名はゴッフマンの「施設論」を参考に付けられている。研究結果を一部整理すると、知的障害のある人にとって入所施設で生活を送ることは、それ以前の親族や友人、地域との関係から切り離され、地域生活であった自由がなくなる(「ローカル文化の剥奪」といった「無力化の過程」をたどる。地域生活では各自で判断し自由に行なえる「普通」のことが施設生活では「特権」とされ、はじめはそれに抵抗するものの、次第にその状態に慣れてしまう(「植民地化」)。このような状態は、地域移行後も継続する。施設からグループホーム、グループホームからひとり暮らしの生活へとより自由度の高い生活を求め、知的障害のある人は、その場所に応じた決まりを守ろうとする。決まりが守れなければ自由度の低い生活へ「ステップダウン」させられ、守られれば「ステップアップ」する。その中で、知的障害のある人たちは地域生活においても施設生活と同様にふるまわざるをえない。すなわち、地域移行しても「無力化の過程」をたどるのである。

この論文で鈴木はふれていないが、以上の結果は、知的障害のある人の生活改善、支援の見直しを示唆するものである。実際、鈴木はこれまでの研究(2005a・2005b)で、知的障害のある人へのインタビューを通して、入所施設から地域移行における権利保障を行うための自己決定支援、望ましい支援のあり方について強く主張している。

日本の知的障害者福祉は、1960年の精神薄弱者福祉法(現・知的障害者福祉法)施行から、施設福祉を中心に進められてきた。知的障害のある人の多くは、家族による世話が困難な状態で施設に入所する。施設入所が「恩恵的」ですらある中で、福祉の対象者である障害のある人が、たとえ自分の意に反する処遇を受けてもそれを批判することは、わがままや反抗的であると

みなされることもある。ともすれば、そのような「声」は、「問題行動」といった知的障害の特性としてみなされる場合もあろう。ゆえに、彼／彼女らの「声」は抑えられ、研究領域だけでなく、一般社会にも届けられることはなかった。このような社会的背景の下、知的障害のある人へのインタビュー論文は、上述で整理したように、「普通の生活」とは異なる生活をしている「被抑圧者／被差別者」としての姿を浮かび上がらせるといって意義がある。ただ、そこには鈴木(2009)でも今後の課題としているように、知的障害のある人の「知的インペアメント」<sup>3)</sup>については十分に触れられていないという限界がある。「知的インペアメント」を記述するよりむしろ、「被抑圧者／被差別者」として知的障害のある人の姿を明らかにすることを通して、彼／彼女らの権利保障や生活改善の必要性を訴えることが優先されている。

#### 4. インタビューにおける調査者と知的障害のある人との相互行為の分析

インタビュー調査の内容が、調査者と知的障害のある人との相互関係に焦点を当てて分析された論文では「被抑圧者／被差別者」としてのみでは捉えられない知的障害のある人の姿が明らかにされている。さらに、知的障害のある人の「知的障害」の経験が調査者によって作り出される側面があることが指摘されている。

##### 4. 1. 「被抑圧者／被差別者」としてのみでは捉えられない知的障害のある人の姿

麦倉(2003)は、知的障害のある人の性・結婚に対して、本人がもつ意味を記述することを目的に、軽度の知的障害のある男性1名(40代)にインタビューを行った。麦倉は、地域生活支援センターの談話スペースで実習生という肩書きで男性に話を聞いた。当初、麦倉は、その男性に対して「知的障害者カテゴリー」に共通して述べられる結婚・性の差別体験談を語ってもらうことを期待していた。しかしながら、語り手を「被抑圧者／差別者」とのみ捉えず、語り手と聞き手との相互行為に注目したとき、両者の関係性に変化があったと分析する。麦倉は語り手を「男性」というカテゴリーで捉え、語り手である男性は聞き手である麦倉を「女性」とみなすようになった。インタビュー場面の相互行為がジェンダーの観点から捉えられたのである。語り手は、自分の悲劇的な身の上話をすることによって、聞き手である「女性」に共感や同情を得られるように、会話をコントロールし、「女性」である聞き手にアプローチしようとしていた。さらに、麦倉は、地域生活支援センターという調査場所が、聞き手と語り手との関係性に及ぼす影響について考察している。調査場所がセンター内であったため、語り手は聞き手を「女性」として意識していたが、「調査者と被調査者の枠

を出てまで聞き手にアプローチすることはなかった。あくまで、語り手は、「福祉サービスの利用者」として聞き手と関わっていた。

以上のように、麦倉は「被抑圧者／被差別者」という視点を敢えて採用しないことにより、ジェンダーや福祉サービスの利用者という観点から知的障害のある人の「声」を捉え、その意味を省察した。これは、知的障害のある人へのインタビューを行う調査者は、彼／彼女らを「被抑圧者／被差別者」という属性にのみ当てはめるのではなく、それ以外の属性(例えば性別や年齢など)にも着目する必要があると示唆した点で重要である。しかしながら、麦倉(2003)では、多角的な視点から知的障害のある人の「声」を分析することにより、調査対象者の極めて「プライバシー」に関わること(例えば、調査者や職員への好意や、性風俗産業の利用など)が記述されている。知的障害の有無に関わりなく、インタビュー調査で倫理的配慮を行うのは当然必要である。知的障害のある人の場合、知的障害があるゆえに自らの「声」がどのように公表され読まれるのかについて、その意味を理解しているかといった点で、彼／彼女らの「声」を多角的な視点で取り上げる際には、より一層、倫理的配慮が求められるといった課題が生じる。

1980年代以降、ノーマライゼーションの理念の影響を受け、日本でも入所施設での処遇の在り方が問われるようになり、脱施設、地域移行がいわれ、地域生活支援のサービスが制度化される。さらに1990年代後半からの社会福祉基礎構造改革の中、措置から契約へという制度の転換という状況の大きな変化があった。このような背景のもと、知的障害のある人の属性として「福祉サービスの利用者」という視点が加わるようになった。

##### 4. 2. 調査者が知的障害のある人の「知的障害の経験」を作り出す

鶴田(2006)は、そもそも知的障害のある人が、自身の障害について語ろうとする能力が本当に不足しているのかということに対して問題意識をもち、養護学校(現・特別支援学校)卒業後1年目の女性1名に、学校経験、障害の経験について聞くインタビューを行った。インタビューは喫茶店で、1対1で行われ、鶴田はその女性と初対面であった。女性は「話しをしている限りでは一見して知的障害とは分からない」人であった。鶴田は、インタビュー内容を、聞き手による語りの統制に着目して分析した。その結果、聞き手が無自覚に語り手を「知的障害者カテゴリー」に当てはめて応答していること、聞き手が「知的障害者カテゴリー」から自由になれず、語り手のストーリーを「知的障害者のストーリー」として構築していることを明らかにした。例として、語り手が学校時代のいじめについて話

した場面のことが挙げられている。聞き手は、語り手本人がいじめの原因が何かを言っていないのにも関わらず、いじめの原因は彼女の知的障害にあるということを引き出そうとしていた。また、語り手が聞き手の意図した答えをしなかったり、沈黙したりする場合、それを「知的障害」によるものとみなしていた。聞き手は「知的障害としての彼女」にインタビューしていることを前提としていたが、そのように語り手は考えていなかった。結局、鶴田は、「知的障害者カテゴリー」「語る能力の不在」に問題意識をもち、インタビューしたにもかかわらず、聞き手自身がそれらから自由になれなかったと振り返っている。

以上のように、語りの内容が、聞き手に理解しやすいように構築されるという鶴田の指摘は、知的障害のある人へのインタビューを行う上で念頭において臨む必要がある。また、鶴田の論文では、養護学校卒業後1年目の人をインタビューの対象にしている。1979年に養護学校が義務化され、障害児教育の整備が進められてきた中で、語り手は、先行研究にあるような「被抑圧者／被差別者」としての経験はしていないとも考えられる。そして、初対面での面接であったため、語り手の生活文脈や置かれてきた社会状況を調査者があまり理解できていなかったために、調査者の知的障害者観や先入観に基づくインタビューになったとも推察される。したがって、彼／彼女らの「声」を取り上げる際、調査者は語り手との関係性や語り手の生活文脈や置かれている社会状況に十分に注意しなければ、知的障害のある人の「被抑圧者／被差別者」としての経験はもとより、「語れない」という知的障害の特性でさえも、調査者が一方的に解釈してしまうリスクがあると考えられる。

##### 5. 知的障害のある人への社会制度の問い直し

青木(2011)は、知的障害のある人が、社会制度として構築された「自立」トラックという規範をいかに忠実に守り、辿ってきたかについて記述している。「自立」トラックとは「何かができるようになれば、次のステージに行ける」という能力モデルに基づいたものである。例えば、福祉的就労から障害者雇用枠での一般就労への移行、親元からグループホームへの転居のプロセスが挙げられる。インタビューは、一般就労をしている13名の知的障害のある人に実施された。青木は、親元から離れ一般就労している知的障害のある人が、どのように「自立」という言葉を用い、その現実を生きているのかを聞き取った。調査の実施については、青木が所属している研究科倫理委員会での承諾を経ており、公表の際にも対象者に了承が得られている。本論において中心に取り上げられた語り手A氏には、A氏の自宅近くの喫茶店でインタビューが行われた。A氏の語りは、妄想が混ざりこみ、想起する事柄や時間

も前後しており、時折意図が分からないこともあった。そのため、A氏の語りは、調査者の視点から語りの内容が解釈された。この点について青木は、津田(2005)を参照し、限定つきではあるが、調査者が、語ることが困難な障害のある人の「声」を解釈することは、彼らの社会的問題を明らかにする点で重要であると考えた。インタビュー結果では、A氏のグループホームでの自立生活は、彼女が職場やグループホームでの決まりを厳格に守り、それを他の者にも守るように強く求めたことが原因となり、破綻を招くことになったと示されている。例えば、職場では勤務中の私語禁止、作業時間の厳守であると考えているA氏は、健常者従業員が仕事中に会話をしながらときに手をとめることに腹を立て、口頭での注意からだんだんと行動をエスカレートさせるようになった。総合的考察として青木は、語り手から「自立」という言葉があまり聞けなかった点を挙げ、その理由として第1に知的障害があるから語れないということではないという点、第2に、一般就労をしている語り手であっても、親元を離れた暮らしという次のステップに辿り着いていないため語れない、すなわち、現状では「自立」トラックという規範を語り手たちは守れていないために話せないということが挙げられた。

前節までで取り上げた論文をはじめ、知的障害のある人を対象にしたインタビュー論文において、調査対象者は、言語的機能に制約がなく、調査者と言語的コミュニケーションがとれる者が選ばれていた。だが、青木論文では、話の内容に妄想が混ざる・想起する事柄や時間が前後する・時折話していることの意味が分からない者も調査対象とされていた。つまり、インタビュー調査の対象として難しい知的障害の特性のある人も対象者として選定されたのである。この点について青木は、たとえ言語機能に制約がある対象者の語りであっても、研究の問題意識や目的との一貫性の観点から、調査者が対象者の語りを解釈することの妥当性を理論的に説明している。つまり、青木論文では、インタビュー調査の対象者が、言語機能の有無という知的障害のある人の側の要因で選ばれるのではなく、研究上の問題意識や解釈の力量といった調査者側の要因によって選定されたと考えられる。このような考え方は、これまで調査対象とされてこなかった知的障害のある人にまで対象を広げる可能性がある点で意義がある。また、知的障害のある人が「自立」について語ることができなかった理由を、知的障害の特性ではなく、社会が自分たちに要求している「自立」をしていないから「語れない」のであると、彼らの置かれている社会状況を踏まえて解釈・意味づけした点も重要である。

研究結果では、A氏が職場やグループホームから退去せざるをえなくなった言動から知的障害の特性が見えてくる。しかし、青木はA氏の言動を知的障害の特

性ゆえの「こだわり」、社会性の欠如といった適応行動の制約という観点にはふれず、A氏の厳格な性格や日常生活の行儀作法を厳しく教えられた生育歴、「自立」を促す社会制度によって規範意識を植え付けられたためと解釈・考察している。ただ、先述した、鈴木(2009a)でも今後の課題とされているように、知的障害のある人の「知的インペアメント」については十分に触れられていない。知的障害のある人の経験を、知的障害の特性ではなく、社会的要因から検討することが優先されたためであると考えられる。

現在、障害福祉サービスは、知的障害者福祉法の目的にもあるように、知的障害のある人の自立と経済活動への参加を目指して実施されている。「自立」のための支援が、知的障害のある人の側からみれば、「自立」トラックという規範となり、それに縛られ、それ以外の選択肢が狭められている状況が青木論文では示唆された。このことは、知的障害のある人の「声」を基に、社会制度を問い直すきっかけとなる点で意義が大きい。

## 6. 知的障害のある人としての地域生活の「モデルストーリー」

1990年代以降には、知的障害のある人の当事者活動(本人活動)が各地で行なわれるようになる。依然として福祉サービスの地域間格差といった問題は残されているものの、知的障害のある人は、福祉サービスの利用者として、また一部ではあるがセルフ・アドボカシーの担い手として地域生活を送るプロセスが人生の選択肢として含まれるようになった。そのような状況の下、知的障害のある人の地域生活での「モデルストーリー」が、示されている。

杉田(2011)は、知的障害のある人の個人的経験の語りから共通のパターンを見出し、それを援助に活用することを目指し、知的障害のある女性6人(20代2名・30代1名・40代2名・50代1名)にインタビュー調査を行った。個人的経験を取り上げることが、障害の社会モデルに立脚しているとし、知的障害のある語り手が、社会の態度や対応に対して、どのように自己評価をしているかが分析された。語り手は、調査依頼機関である社会福祉法人が、言語的コミュニケーションが可能であるとした者の中から、さらに杉田が感情を交えて話すことが可能であると考えた者が選ばれた。分析結果の一部を要約すると、語り手の共通経験として、学齢期にはじめを経験し、周囲から意思を無視されることがあった。一般就労では辛い仕事、周囲からの孤立を経験し、結果として失職している。学齢期には教師による手厚い支援が心に残っているということがあったものの、学校での経験、一般就労の職場での経験は、語り手にとって否定的な自己評価につながったとある。しかし、福祉サービスを利用することで、仲間と出会い、自己選択・決定できる機会が提供されたこ

とによって、肯定的な自己評価に変化した。さらに、本人活動に参加することによって自信をつけ、自己評価が高まった。杉田は、彼女らが本人活動でセルフ・アドボカシーの役割を担うことを肯定的に評価している。社会福祉実践への提言として、知的障害のある人が教育や福祉サービスを利用する際に、自己選択・自己決定の機会が十分に提供されていること、意思が十分尊重されることが重要とされた。

上記のように、知的障害のある人が、福祉サービスの利用者となり、セルフ・アドボカシーの担い手となるストーリーは、現代の知的障害者支援の「先端」を反映するものであろう。このようなインタビュー論文は、知的障害のある人の「声」に基づき、望ましい支援のあり方を提案・提言する点で意義がある。一方、杉田自身、このストーリーが「『知的障害のある人』としてひとまとめには語れない」と指摘しているように、「声」の代表性についての限界がある。加えて、知的障害のある人の「声」を解釈・意味づけする上での課題が残されていると考える。インタビューはそもそも現在「良い状態」にある者が対象者として選定されるであろう。それ自体は、対象者に対する倫理的配慮事項として必要である。ただ、現在「良い状態」にある者を調査対象とする場合、語り手から「昔は辛かったが今は元気に暮らしている」といったストーリーが語られやすいと思われる。また、語り手に影響を受け、聞き手がそのようなストーリーを構成するとも考えられよう。すなわち、語り手が過去を肯定的に解釈・意味づけていることに影響を受け、調査者もそれにポジティブな解釈や意味づけをするのである。例えば、杉田は、語り手が学校卒業後、就職につまづき家で閉じこもっていた経験を、ゴフマンを参照して、自分を見つめ新たな準備をする時期であったとしている。つまり、一般的には「閉じこもり」の状態は否定的経験として捉えられるが、現在、「良い状態」にある語り手の「閉じこもり」は今に至るための重要な出来事であったとポジティブに解釈・意味づけされていると読み手には受けとれる。さらに、杉田は「知的障害を武器に」や「知的障害のある人として生きるアイデンティティの形成」という言葉を使用し、「知的障害」「知的障害のある人」という言葉自体を、ポジティブに解釈・意味づけしている。それは語り手の「障害者になって良かった」などの発言を基になされているのではあるが、知的障害のある人のこれまでの「被抑圧者／被差別者」としての経験を考えたとき、インタビュー場面で語られた「声」を、調査者が追隨して解釈・意味づけすることには疑問が生じる。

## 7. 「普通の生活」を望む知的障害のある人の「声」

西村(2009)は、知的障害のある人を対象とした聞き取り調査のあり方を自らの調査を通して検討した。西

村は、調査対象者から、知的障害のある人としてよりむしろ「もっと自然体でいたい…」と意思を伝えられたエピソードに基づき、従来の知的障害のある人へのインタビュー調査の問題点を挙げている。それらは次の3点に整理できる。第1に、語り手が望むか否かに限らず、知的障害のある人として自らを認識して語る必要があること、第2に、聞き手が語り手に「知的障害者カテゴリー」の枠内で語ることを期待していること、第3に、「知的障害者カテゴリー」の枠内で特殊性に焦点を当てた語りを聞くことが障害者理解につながると考えられてきたことである。しかしながら、知的障害者としてカテゴリー化された語り手と、語り手が語り手ととの間には大きなギャップが存在する。そのギャップに着目し、西村は、20歳代の知的障害のある人3名(男性2名、女性1名)に対するインタビュー内容を分析した。彼らは、当事者活動に参加しており、インタビューで自分の思いを語りたいと申し出た者たちであった。彼らは大学の講義で、知的障害者として話した経験もある。西村は、彼らが所属する当事者活動に定期的に関わり、敢えて彼らと親和的な関係を築き聞き取りを行った。通常、聞き取り調査では、語り手と親和的な関係になると、聞き手のバイアスがかかるということから注意が必要であると考えられている。しかし、西村は、知的機能や言語機能に制約のある対象者への聞き取りは、聞き手主導になりやすく、聞き手が恣意的に聞き取りを行いがちになるとし、語り手が話しやすいように事前に親和的な関係をもつことが必要であると考えた。つまり、親和的な関係であった方が、カテゴリーの枠を超えることができ、聞き手の恣意性が排除され、語り手が自らの思いを語るができると考えられたのである。聞き取られた内容として、語り手は、知的障害者として大学等で語ることに意義を見出している一方、「障害者の世界」と「普通の世界」とを分けて考え、周囲に対して知的障害のみを特化して見ないでほしい、「普通」の生活を送りたいと望んでいた。西村は、このような語り手のゆらぐ思いが、従来の当事者活動では十分に取上げられなかったとし、当事者活動における語りすらも「支援者が求める知的障害者像」に沿ったものに収斂される恐れがあると考察する。これを踏まえ、西村は、障害のない者からみた「普通の生活」「当たり前の生活」に目を向け、普通の地平から、知的障害のある人の願う地域での「普通の生活」を捉え、サポートすることが必要不可欠となると結論づけた。

西村のように、知的障害のある人と敢えて親和的な関係を築いた上でインタビューを実施することは、次の2点から、先述したインタビュー調査の課題に対応する方法論の1つとして意義があろう。第1に、聞き手の先入観及び聞き手と語り手の相互行為によって「知的障害のある人の経験」を作り出すことを避ける

ことにつながり、「ひとりの人」としての彼／彼女らの思いを聴くことにもつながる点、第2に、語り手の生活文脈や置かれている社会状況を把握した上で「声」を聴くことができる点である。さらに、西村論文では「障害をもっていることを意識しなくていい生活」を望んでいるという「声」が取り上げられた。それをもとに「被抑圧者／被差別者」としての経験ですら、西村は知的障害があるがゆえの特異性や特殊性を明らかにするものであると批判的に検討している。さいごに「普通の地平」から知的障害のある人の「声」を捉える必要があると提言された。このことは、知的障害のある人の経験・生活の特殊性・特異性を明らかにするのみにとどまらず、障害のない人の「普通の生活」とはいかなるものか、障害のない人の生活状況はどのようなものかを踏まえて、インタビュー調査を行い、その結果を「普通の生活」と比較・検討する必要性とその課題を示唆する。

## 8. インタビュー調査の方法に関する総合的考察

まず第1に、上記で取り上げた知的障害のある人を対象としたインタビュー論文では、調査者あるいは調査対象機関によって、言語的コミュニケーションの可能な人が選定され、インタビューが実施されていた。インタビューは主に言語を媒介とした二者間の相互行為であるため、言語的コミュニケーション能力の有無で対象者が選定されるのはやむをえず、そのこと自体は妥当であると考えられる。しかし、鶴田(2006)や青木(2011)で指摘されたように、知的障害のある人が「語れない」「語らない」理由は、知的能力や言語的コミュニケーション能力のみにあるのではなく、調査者との相互行為の有様や社会的要因にもあると理解しておくことが重要である。対象者の選定の際には、知的機能や言語機能といった知的障害のある人の側の要因のみではなく、対象者の置かれている生活状況や社会的状況の要因についても考察して記述する必要がある。そして、青木(2011)のように、インタビューの結果、対象者が語れなかったこと、語らなかったことに対しても検討を行う必要がある。鶴田(2006)が指摘したように、調査者が、「知的障害者の経験」のみならず、知的障害の特性(知的インペアメント)でさえ作り出すことがある。知的障害のある人に対してインタビューを行うことは、対象者を選定する段階から分析、公表に至るまで、その前提とする「知的障害」自体をも問い直す作業である。さらに、調査対象者の選定について青木(2011)は、調査者が対象者の語りを解釈する妥当性を述べている。先述で考察したように、これまで知的障害のある人へのインタビューは、対象者の言語的コミュニケーションの有無で選定されていたが、研究上の問題意識や解釈の力量といった調査者側の要因によって対象者が選定されれば、言語機能の制約の有無

といった知的障害の程度のみの観点ではなく、より多くの知的障害のある人の「声」がインタビュー論文を通して社会に公表されるであろう。その際、先行研究ではあまり触れられていなかったが、言語のみではなく、文字やイラスト、写真といった視覚的ツールがインタビューで使用されること、また対象者が希望する場合における支援者の同席によるインタビューについての議論もより盛んになることが期待される。

第2に、インタビューにおける対象者と調査者との関係性について、西村(2009)は、敢えて対象者と親和的な関係を築いた上で聞き取りを行った。その方が、知的障害のある人にインタビューする上で聞き手の恣意性が排除され、対象者が自らの思いを語れるという理由であった。その方法論的意義については先に検討した。親和的な関係とまではいかなくとも、インタビュー前に対象者本人とつながりがあることは、生活状況を把握できる点、インタビュー場面における非言語的コミュニケーションの意味を理解する点でも利点であろう。ただ、対象者と親和的な関係を築くかどうかに限らず、調査者は、インタビューにおける対象者との関係の非対称性を自覚しておく必要がある。非対称性とは、桜井(2012)を基に述べると第1に、調査者と対象者とは、インタビューから得られるものが異なる点である。調査者は調査目的をもってインタビューし、公表することで自分の業績となる。一方で対象者は、日常生活を送る実践者であり、その立場から語ることが期待されている。つまり、そもそも両者は準拠する社会的集団が異なる。第2に、調査者と語り手がそれぞれ属しているコミュニティの社会構造内で非対称な位置づけをされている点にある。これは、障害のない調査者と障害のある対象者とは、社会構造からみると上下／権力関係にあるということを示すと考えられる。ただ、調査者は、このような非対称性を自覚する必要はあるが、固定的で不変のものとする必要はない(桜井 2012)。調査者は、非対称性の問題及び、調査における自分の立場を自覚することによって、社会的抑圧を軽減する相互行為のあり方を模索することが可能である。西村(2009)が、知的障害のある人に対して行った親和的な関係を築くことは、両者が事前に親交のある方がより豊かな語りの内容を聞くことができるということのみではなく、インタビュー場面での非対称性の問題に対応するための方法の一つであるとも考えることができよう。知的障害のある人へのインタビューでは、両者の関係性について検討し、非対称性は解消されないまでも、対等性を目指す取り組みが行われることが望まれる。さらに、対象者は、調査者から単に話を聞かれるだけの受身ではなく、調査者をカテゴリー化する主体である(桜井 2012)。先述した通り、麦倉(2003)は、調査対象者から、自らが「女性」とカテゴリー化されたことを報告した。知的障害のある人も、

インタビューにおいて、調査者に対するカテゴリー化の実践を行っている。ゆえに調査者は、知的障害のある人によって、いかに自分がカテゴリー化されているかに関する自覚や省察も必要となる。

つづいて第3に、インタビューにおける知的障害のある人の「声」の代表性と、調査者がどのような立場を前提として彼／彼女らの「声」を意味づけ・解釈するかについて検討する必要がある。杉田(2011)と西村(2009)は、地域生活をしており、かつ当事者活動をしている人という点で、同じような属性にある対象者にインタビューを行った。しかし、対象者の「声」をもとに、杉田は「知的障害者として生きるアイデンティティの形成」、西村は「障害をもっていることを意識しなくていい生活」を望ましいあり方であると示唆した。同じような属性にある対象者であっても、年齢や生きてきた過程、置かれている生活環境、社会的状況によって、「声」の内容は当然異なるため、それに対する調査者の意味づけ・解釈は異なる。近年、知的障害のある人の場合においても、入所施設での生活か親元での生活かといった二者択一ではなく、グループホームでの生活、ひとり暮らしの生活なども見られる。多様とは言えなくとも、知的障害のある人にもいくつかの生き方が見られるようになった現在、「知的障害者カテゴリー」を代表・象徴する語りやストーリーを明らかにすることが困難になっている。ゆえに、調査者は、例えば「知的障害があり、入所施設での生活を経験し、グループホームに移行した者」を対象とするといったように、知的障害者カテゴリーは、生育歴、生活環境や社会的状況、利用している福祉サービス等によって細分化されると考え、より限定された語りやストーリーを記述していると認識している必要がある。さらに、対象者が「知的障害者として生きること」に対する調査者の捉え方について検討することが重要である。杉田(2011)は、障害者運動における障害者として障害を肯定して生きるあり方に影響を受け「知的障害者として生きるアイデンティティの形成」と述べ、「知的障害者として生きる」ことをポジティブに解釈・意味づけしていると考えられる。現在は、累犯障害者問題に見られるように、成人になるまで知的障害に気づかれず、福祉サービスを受けることができなかつた者には厳しい生育歴や生活歴があることが明らかにされている。これらのことから、杉田論文では、「知的障害者として生きる」ことが福祉サービス利用につながるため彼／彼女らにとって望ましいと捉えられたのかもしれない。ただ、福祉サービスの利用によって自己評価が高まったからといって、「知的障害者として生きる」と「知的障害があるために福祉サービスを利用して生きる」とことは同じではない。ゆえに、障害者運動による知見を参考にしつつも、それに影響を受けて、知的障害のある人の「声」を意味づけ・解釈するには慎重に

なる必要がある。西村(2009)が、インタビューでは、調査者の意味づけ・解釈次第で、彼・彼女らの「声」が知的障害者としての語りに狭められてしまうおそれがあると指摘したことを念頭におくことが大切である。

第4に、知的障害の特性を記述することと調査の倫理的配慮との関係に関する問題がある。先述の鈴木(2009)や青木(2011)で考察したように、知的障害のある人を対象としたインタビュー論文では、知的障害の特性については十分に触れられていない。その理由として、調査者によって「被抑圧者／被差別者」としての姿が公表されることや、彼／彼女らに対する社会制度を問い直すことが優先されていると検討した。これらとは別の理由として、インタビュー論文で知的障害の特性が十分に触れられないのは、調査上の倫理的配慮事項に関わるからであると考えられる。知的障害の特性の中でも適応行動の制約、とくに「問題行動」は、知的障害のある人の側の要因だけでなく、環境との相互作用によって生じ、彼／彼女らが言葉にできないための表現の手段としても理解されている(古井 2006)。しかしながら、一般的には「問題行動」と理解されることを、調査者が十分な説明をしないで記述すれば、知的障害のある人の社会的価値を低めることにつながる。ゆえに、インタビュー論文では、調査者の倫理的配慮という観点からも、知的障害の特性には触れられていない、あるいは触れることができないと考えられる。加えて、倫理的配慮に関しては、調査を公表する際の対象者の同意についても検討の余地がある。麦倉論文(2003)では、上述したように対象者のプライバシーに関わる部分が記述されていた。対象者の同意を得ていたとしてもプライバシーが公表されることは、調査者が意図していないところで、知的障害者カテゴリーを象徴するものとして論文の読み手に理解される危険性がある。対象者に、知的機能の制約がある場合、匿名性を条件に公表の同意を得たとしても、公表の意味やそれが与える影響を理解しているかどうかの確認が困難になる場合もあると考えられる。また、通常、インタビュー調査では、逐語録や原稿を対象者に確認してもらうが、知的障害のある対象者の場合、文書を読み理解するのが困難な場合もある。先行研究では、対象者本人に同意を得るとどうじに、対象者が所属している支援機関の同意が得られているものがあった。調査者が支援機関を通して調査した場合、支援機関が対象者の状況をよく理解しており、彼／彼女らの権利擁護を担っていると考えられているためである。さらに、対象者本人の同意とともに、保護者の同意を得る必要があるかについての検討も必要となってくる。筆者が、知的障害のある成人を対象としたインタビュー調査を実施する際、所属機関の研究倫理委員会で研究計画の審査を受けたとき、成人であっても保護者の同意を得る必要性に関する議論があった<sup>4)</sup>。知的障害の

ある人は成人になっても親と同居している割合が多い。対象者が、知的障害のため、調査やその公表の意味、それが及ぼす影響を検討することが困難な場合、調査は、対象者本人だけではなく、本人の生活に密接に関わる保護者にも影響を及ぼすことがありうると考えられる。しかし、一般的に、成人であれば、保護者の同意はなくとも、調査の承諾は本人が行うことであろう。にもかかわらず、知的障害があるからといって、保護者に同意を得るということは、倫理的配慮といえども、成人として対象者を尊重できているのかについて十分な検討が必要となる。さらに、知的障害のある人を対象としたインタビュー調査では、対象者からではなく、調査対象となったコミュニティ(本稿であれば、知的障害のある人の支援機関や支援団体、当事者組織など)から反発を受けることもある。そのため、「社会問題の当事者としての語りの『主体』は語り手本人に限定されるわけではない」(桜井 2012)と調査者側が理解しておく必要がある。近年では、青木論文(2011)のように、調査者の所属機関の研究倫理委員会による審査を受け、調査が実施されていると論文に明記されることが多くなっている。インタビュー調査といった質的調査の場合、調査実施前の計画の段階では、内容が曖昧である場合が多い。そもそも、調査を実施していく中で、テーマや方法を再検討することができるといった柔軟性のある調査を行えるのが質的調査の特徴である。インタビュー調査は、開始前に、量的調査のように研究計画の全容は明らかではない(桜井 2012)。ゆえに、研究倫理委員会の同意を得た後も、調査者は、計画段階では想定していない、調査実施過程で生じた、対象者への倫理的配慮を常に行う必要がある。知的障害のある人へのインタビュー調査を行う倫理的配慮として、調査対象者へのインタビュー実施、公表への同意を得るのはもちろんのこと、支援機関の承諾の有無の検討、知的障害の特性を記述することによって、彼／彼女らの社会的価値を低下させないかについて検討することが重要である。

## 9. おわりに

以上、知的障害のある人へのインタビュー論文の整理・分析を通して、調査方法について考察を行った。その結果を表1に整理して提示する。今後は、本研究の結果を参考に、インタビュー調査を実施し、さらに調査方法について検討を深めていきたい。1960年の精神薄弱者福祉法(現・知的障害者福祉法)制定時から50年以上たっても、依然として、「親亡き後問題」は改善に至っていない(西村 2007)。ゆえに、今後も、インタビュー調査を通して、知的障害のある人の「声」を基に、彼／彼女らが置かれている「被抑圧者／被差別者」としての姿を明らかにし、社会制度の問い直し、権利保障や生活改善を訴えていくことが必要になる。障害

のない人の「普通の生活」も、経済状況の変化による格差社会の問題や貧困問題、少子高齢化社会によって生じる問題、障害の有無の判断が難しい発達障害に関わる課題などに影響を受け、何が「普通の生活」かについては大きく揺らいでいる。今後は、インタビュー調査を通して知的障害のある人の「声」が、福祉サービスといった特定の領域のみならず、現代社会の中で、どのように位置づけられるのかに関する考察も必要となってくるであろう。

表. 知的障害のある人を対象としたインタビュー調査を実施する上での留意点

|  |
|--|
| <p><b>①調査の主題</b></p> <p>知的障害カテゴリーは、生育歴、生活環境や社会的状況、利用している福祉サービス等によって細分化されると考え、より限定された語りやストーリーを記述していると認識し、主題を設定する必要がある。</p> <p><b>②調査対象者の選定</b></p> <p>調査対象者の選定の際は、知的機能や言語機能といった知的障害のある人の側の要因のみではなく、対象者の置かれている生活状況や社会的状況の要因についても考察して記述する必要がある。また、研究上の問題意識や解釈の力量といった調査者側の要因によって対象者を選定することも念頭に入れる。</p> <p><b>③調査者と調査対象者との関係性</b></p> <p>両者の関係性について検討し、非対称性は解消されないまでも、インタビューにおいて対等性を目指す取り組みが行われることが望まれる。調査者は、知的障害のある人によって、いかに自分がカテゴリー化されているかに関する自覚や省察を行う。</p> <p><b>④調査における倫理的配慮</b></p> <p>対象者へのインタビュー実施、公表への同意を得るのはもちろんのこと、支援機関の承諾の有無の検討、知的障害の特性を記述することによって、彼/彼女らの社会的価値を低下させないかについて検討する。</p> <p><b>⑤調査内容の分析、意味づけ・解釈</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害のある人が「語れない」「語らない」理由は、彼/彼女らの知的能力や言語的コミュニケーション能力のみにあるのではなく、調査者との相互行為の有り様や社会的要因にもあると理解しておく。</li> <li>・調査者の意味づけ・解釈次第で、彼・彼女らの「声」が知的障害者としての語りには狭められてしまうおそれがあることを念頭におく。</li> </ul> |
|--|

注

- 1) 「声」という言葉は、筆者が知る限り、障害のある人の当事者活動や支援現場で使われている。「声」には、言葉によるものも含まれるが、言葉で表現されない意思、意向を伴った行動も含む多義的な意味が含まれている。本稿における「声」の英訳は、“voice”である。“voice”は、辞書で調べると、音声という意味の他、発言や意見、物を言いたい

欲望といった多義的な意味をもつ。このような意味で、知的障害のある人の支援現場では、障害当事者の「声」を聴き、支援を行うことが重視されていると考えられる。

- 2) 厚生労働省の知的障害者実態調査(1975)における知的障害の程度に関する判定資料は、長野県松本市のホームページ「療育手帳の交付を受けるには」(2013)に記載されている。知的障害の判定は、18歳未満は児童相談所、18歳以上は知的障害者更生相談所で行われている。ゆえに都道府県ごとに判定基準が違っている場合がある。知的障害の状態は、個人差が大きく、言語機能の制約の程度も様々ではない。重度の知的障害を伴う自閉症であれば、日常会話が困難な場合もある。後述するが、知的障害のある人が「話せない」「語れない」といった際、その理由は、障害の程度のみではなく、それまでの生活経験や置かれている社会的状況に影響を受ける。
- 3) 本稿では暫定的に、「知的インペアメント」を「知的障害の特性」と同じ意味で用いる。
- 4) 筆者の調査は、親元を離れて自立生活を5年以上している方に、これまでの人生と現在の暮らしについて聞かせていただくというものであった。研究倫理委員会では、対象者が親元を離れて生活しているという点、及び調査項目が保護者に影響を及ぼすような内容ではない点を考慮して、結局、保護者の同意は必要とされなかった。

文献

青木千帆子(2011)「自立とは規範なのか——知的障害者の経験する地域生活」『障害学研究』7, 301-25.

Atkinson, D. (2004) “Research and empowerment : involving people with learning difficulties in oral and life history research” *Disability & Society* , 19(7), 691-702.

古井克憲(2006)「知的障害のある人が地域生活をするための見方とかかわり——地域に根ざした支援に向けて」田垣正晋編著『障害・病と「ふつう」のはざままで——軽度障害者どっちつかずのジレンマを語る』明石書店, 73-94.

10万人のためのグループホームを！実行委員会編(2002)『もう施設には帰らない——知的障害のある21人の声』中央法規.

Lofland, J. and Lofland, L. (1995) *Analyzing social setting*, Belmont, CA : Wadsworth Publishing. (= 1997, 新藤雄三・宝月誠訳『社会状況の分析——質的観察と分析の方法』恒星社厚生閣)

麦倉泰子(2003)「障害とジェンダーをめぐる複数の視線——知的障害を持つ男性のセルフ・ストーリー」桜井厚 編著『ライフストーリーとジェンダー』45-64.

長野県松本市(2013)「療育手帳の交付を受けるには」([https://www.city.matsumoto.nagano.jp/kenko/syogai/techouseido/ryouiku\\_techou.html](https://www.city.matsumoto.nagano.jp/kenko/syogai/techouseido/ryouiku_techou.html), 2014, 9, 27.)

西村愛(2007)『「親亡き後」の問題を再考する』『保健福祉学研究』5, 75-91.

西村愛(2009)「知的障害のある本人の意向に沿った支援を再考する」『日本の地域福祉』22, 60-71.

桜井厚(2012)『ライフストーリー論』弘文堂.

杉田穂子(2011)「知的障害のある人のディスアビリティ経験——6人の知的障害のある女性の人生の語りから」『社会福祉学』52(2), 54-66.

鈴木木(2005a)「施設Aにおける知的障害者の地域移行後の自己決定支援について」『社会福祉学』45(3), 43-52.

鈴木木(2005b)「知的障害者入所施設Bの地域移行プロセスにおける自己決定に影響を与える環境要因についての一考察」

- 『社会福祉学』46(2), 65-77.
- 鈴木良(2009)「知的障害者による施設入所・地域移行の経験」『障害学研究』5, 137-63.
- 東京都保健福祉局(2009)「知的障害の理解のために」(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/tosho/hakkou/pamphlet/syougairikai.files/chitekisyougai0427.pdf>), 2014.
9. 26.)
- 津田英二(2005)「知的障害者のエンパワーメント実践における当事者性」『神戸大学発達科学部研究紀要』13(1), 59-70.
- 鶴田真紀(2006)「知的障害者のライフストーリーの構築——インタビューにおける聞く実践とカテゴリーの省察的検討」『障害学研究』2, 124-49.